住宅改修に関するＱ＆Ａ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 項　　目 | 質　　問 | 回　　答 |
| １ | 理由書の作成 | 住宅改修の理由書は誰が作成するものですか。 | 担当のケアマネージャーが作成してください。担当のケアマネージャーがいない場合は次の４つのいずれかの資格を有する人が作成することができます。  　①　介護支援専門員  　②　理学療法士  　③　作業療法士  　④　福祉住環境コーディネーター（二級以上に限る） |
| ２ | 写真の日付 | 申請書に添付する改修前後の写真を撮影するカメラに日付機能がない場合はどうすればよいのですか。 | 黒板や紙等に日付を記入して写真に映し込むといった取り扱いをして、必ず日付を写し込んでください。日付がない場合には、再提出を求めます。 |
| ３ | 領収証の宛名 | 領収証の宛名は被保険者でなくてもよいですか。 | 必ず被保険者の名前で領収証を作成してください。 |
| ４ | 手すりの取り替え | 設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを設置する場合は給付の対象になりますか。 | 老朽化したとの理由であれば認められません。 |
| ５ | ねじを使用しない手すりの取付け | 住宅改修における手すりの取付けには、ねじで止めることが必要とありますが、特許を取得した固定材（エポキン剤）による取付けは支給の対象となりますか。 | 支給の対象になります。 |
| ６ | 手すりの位置の移動、変更 | 本人の心身状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合は、支給の対象になりますか。また、既存の手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、支給の対象になりますか。また、その際、既存の手すりの撤去費用についても支給の対象になりますか。 | 本人の心身状況の変化に起因するものであれば支給の対象になります。また、上記の理由により手すりを変更する場合には、新しい手すりの設置費用、既存の手すりの撤去費用ともに支給の対象になります。 |
| ７ | 跳ね上げ式の手すり | 一方が固定されていて、もう一方が跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合は支給の対象になりますか。 | 動作または取付け位置の環境条件から、可動の必要がある場合には、支給の対象になります。 |
| ８ | 手すりの形状 | 手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、支給の対象になりますか。 | 支給の対象になります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。 |
| ９ | 手すり設置に伴う付帯工事 | 手すり取り付けの下地補強の際、張り替えの必要になったクロスの費用は支給の対象になりますか。 | 下地補強した部分のみのクロスに係る費用は支給の対象になりますが、　下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであれば、クロスの費用は支給の対象になりません。 |
| １０ | 手すり設置、段差解消 | 玄関から道路までの手すり設置や段差解消は住宅改修の支給の対象になりますか。 | 支給の対象になります。対象となる工事の種類は、通路への手すり設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更です。 |
| １１ | 玄関以外のスロープ | 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は支給の対象になりますか。また、スロープから先の道路までの通路に設置する工事は支給の対象になりますか。 | 玄関にスロープを設置する場合と同様に支給の対象になります。 |
| № | 項　　目 | 質　　問 | 回　　答 |
| １２ | 段差解消に伴う床の解体費 | 段差解消のためスロープを設置する際に、もともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても支給の対象になりますか。 | スロープの設置工事に付帯するものとして支給の対象になります。 |
| １３ | 上がり框の段差緩和 | 上がり框の段差の緩和のため、上がり框の段差を２段にしたり、式台を設置したりする工事は支給の対象になりますか。 | 上がり框を２段にする工事は床段差の解消として支給の対象になります。式台については、固定したものは床段差の解消として支給の対象になりますが、持ち運びが可能なものは支給の対象になりません。 |
| １４ | 段差の範囲 | 本人が自立して入浴または介助されて入浴できるよう、浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取り替えは支給の対象になりますか。 | 支給の対象になります。 |
| １５ | ユニットバス | ユニットバスの設置により段差解消を行う場合、支給の対象になりますか。 | 心身の状況により、次の３つのいずれかを目的としてユニットバスを設　置する場合、その目的を果たす部分について按分などにより価格が算出できる場合に、その該当する部分に限り、支給の対象になります。  　①脱衣所と浴室の段差解消を目的とする場合  　②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とする場合  ③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合 |
| １６ | 段差解消機等の設置 | 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか。 | 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機　器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。 |
| １７ | 段差の解消に伴う付帯工事 | 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として支給に対象になりますか。  ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。  ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事  ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改  修又は取替の工事 | ①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象となります。 |
| １８ | 浴室の段差解消 | 床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は支給の対象となりますか。 | 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給の対象になります。 |
| １９ | 通路面の材料の変更 | 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えらますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。 | 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えらます。路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。 |
| № | 項　　目 | 質　　問 | 回　　答 |
| ２０ | 床材の表面加工 | 滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となります。また、階段にノンスリップを付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は支給対象となりますか。 | いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。 |
| ２１ | 床の取り換え | 車いすの通行により傷んだ床材を取り替えることは、支給対象となりますか。 | 老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗を理由とするのであれば支給の対象になりません。 |
| ２２ | 扉の取り替え | 門扉の取替えは、住宅改修の支給対象になりますか。 | 引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。 |
| ２３ | 扉の向きの変更 | 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となりますか。 | 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。 |
| ２４ | 引き戸の取り替え | 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。 | 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給の対象ではありません。 |
| ２５ | カーテンへの変更 | 扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、支給の対象になりますか。また、その際の扉枠の撤去とカーテンレールの取り付けの工事も支給の対象になりますか。 | 利用者の身体状況とカーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性）を考慮したうえでの取り替えであれば、支給の対象になります。また扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として支給の対象になります。 |
| ２６ | 不要となった便器の撤去及び処分費用 | 住宅改修の際に不要となった便器の撤去及び処分費用は支給の対象になりますか。 | これらの費用は「洋式便器等への便器の取り替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であるため給付対象になります。 |
| ２７ | 洋式便器の改修工事 | リウマチ等で膝が十分に曲がらない場合や、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となりますか。  ①洋式便器をかさ上げする工事  ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合  ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合 | ①は、支給対象になります。  ②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりませんが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、支給の対象になります。  ③は、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象になります。 |
| ２８ | 別の場所に洋式便器を設置 | 現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置する場合は、支給の対象になりますか。 | 和式便器を洋式便器に取り替えたことになるため、支給の対象になります。なお、既存の和式便器を残したまま、新たな洋式便器を設置する場合は、支給の対象になりません。 |
| ２９ | 洗浄機能付き便器の設置 | 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となりますか。 | 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、支給の対象になります。 |
| ３０ | 洗浄機能等の取り付け工事 | 既存の洋式便器の便座を暖房機能・洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となりますか。 | 介護保険制度における住宅改修の支給対象は、立ち上がるのが困難な場  等を想定しています。暖房機能・洗浄機能等のみを目的とした工事は、  宅改修の支給の対象になりません。 |
| № | 項　　目 | 質　　問 | 回　　答 |
| ３１ | 洋式便器の向きの変更 | 身体状況から現状の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変更する工事は支給の対象になりますか。 | 支給の対象になります。 |
| ３２ | 一時的に身を寄せている住宅の改修 | 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。 | 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となるため、子の住宅に住所地が移されていれば支給対象となります。 |
| ３３ | 入院（入所）中の住宅改修 | まもなく退院する予定の高齢者が入院中に住宅改修を行った場合、支給の対象になりますか。また、特別養護老人ホームを退所した後に必要な住宅改修は支給の対象になりますか。 | 住宅改修は在宅サービスのため、入院（入所）中の場合には支給の対象ではありません。ただし、退院（退所）後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられますので、事前に市に確認したうえで住宅改修を行い、退院（退去）後に住宅改修費の支給を申請する場合は支給の対象になります。結果として退院（退所）しなかった時は支給されませんので注意してください。 |
| ３４ | 新築住宅の改修 | 新築住宅の住宅改修は認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となりますか。 | 竣工日以降に、手すりを設置する場合は支給対象となります。 |
| ３５ | 賃貸住宅退去時の改修費用 | 賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は支給対象となりますか。 | 住宅改修の支給対象とはなりません。 |
| ３６ | 賃貸アパート共用部分の改修費用 | 賃貸アパートの廊下などの共用部分は支給の対象になりますか。 | 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものです。 |
| ３７ | 家族が行う住宅改修 | 家族が大工を営んでおり、家族に住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象となりますか。 | 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされています。この場合も材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外となります。 |